

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県立鈴鹿青少年センター条例	公布日	昭和60年3月29日
条例番号	昭和60年三重県条例第5号	直近改正日	平成20年3月26日
所管部局課	教育委員会事務局社会教育・文化財保護課	電話番号	059-224-3322
条例の概要	青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るための施設としての三重県立鈴鹿青少年センターの設置及び当該施設を指定管理者に管理させることに関し、必要な事項を定めるものである。		条例の 類型 財産管理 型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	新学習指導要領においても、宿泊活動や集団自然体験活動の充実が求められており、施設の果たすべき役割は大きい
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	集団自然体験活動等の指導ができる県内最大の宿泊施設を有する唯一の公立青少年教育施設であり、県内の同種施設の中核的存在として役割を担ってきたところである。第3期指定管理者制度の継続については、指定管理料予算案が制度の活用方針も含めて平成24年第1回定例会2月会議で可決されたところであるが、第4期継続に関しては、施設の立地条件や環境を踏まえ、今後の管理運営について、検討していく必要があると考えられる。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公の施設の設置及び指定管理者制度については、地方自治法第244条の2により、条例で定めることが必要である旨規定されている。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	当施設は、未就学児の利用料金について明確な規定がされていないが、小学生に準ずる者として運用している。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	生涯学習の振興(地域と連携した社会教育の推進:施策26202)に合致する
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	公の施設の設置及び指定管理者制度については、地方自治法第244条の2により、条例で定めることが必要であり、一部の条項を廃止した場合、法律の規定に反することとなる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	公の施設の設置及び指定管理者制度については、地方自治法第244条の2により、条例で定めることが必要であり、一部の条項を廃止した場合、法律の規定に反することとなる。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	児童生徒以外にも様々な研修に利用されており、広く県民に効果が及ぶと考えられる		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	未就学児についても、集団宿泊研修や自然体験活動等を通じて健全育成を図る対象として適切であるため、条例に使用料の対象者である区分を明確にすることにより、県民に対し説明責任が果たせ、理解が得られるものと考え、よって、同施設である熊野少年自然の家条例に倣って、未就学児の使用料の区分を統一することが適当である。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果		理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、現時点において改正の必要はないと考える。		無	無